

選挙管理委員会 運営要綱

(役割)

第1条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、代議員選出規程第7条に規定される委員会であり、一般社団法人電気学会の代議員の選出にあたり別に定める代議員選出規程に基づいて実施する代議員選挙の管理・運営全般について、その推進ならびに調整を理事会から独立して公正に行う。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 理事会が決定する定数他の代議員選挙の実施に関する事項
- (2) 理事会から独立した選出に関する確認事項

(委員会の設置等)

第3条 委員会は、代議員選挙の公示の1ヶ月前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

- 2 委員会の委員は5人とし、理事会において正員（代議員候補者を除く）の中から選出の上、会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

(代議員選挙の公示)

第5条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3ヶ月前までに、代議員立候補受付のための公示を行わなければならない。

(公示内容)

第6条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の定数
 - (2) 代議員の任期
 - (3) 代議員立候補受付期間
 - (4) 投票期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項1号の定数を基に、正員の中から代議員立候補者を募るものとする。

(事務)

第7条 事務局は、会員サービス担当箇所とする。

- 2 事務局は、代議員選挙に必要な準備を行う。

(付則)

1. この規則は、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。ただし、設立の登記の日までに一般社団法人移行後の最初の代議員予定者の選出を行う場合には、この規則を適用する。